事件番号　　平成○○年（ハ）第　　　　号

事 件 名　　貸金請求事件

原 　告　 ○　　〇　　〇　　〇

被 　告　 ○　　〇　　〇　　〇

**答　　　弁　　　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

御庁頭書事件について、被告は下記の通り答弁する。

〇〇〇〇簡易裁判所民事〇〇係　**御中**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（送達場所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒○○○－○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 大阪府東大阪市○○○1丁目１－１

電　話　072-900-0000

　　　　　　　　　　　　　　　 被　告　　〇　　〇　　〇　　〇　印

**記**

**第１ 請求の趣旨に対する答弁**

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

との裁判を求める。

**第２ 請求の原因に対する認否**

追って認否する。

**第３ 被告の主張**

１　原告は株式会社であり、原告の本訴債権は商事債権である。

よって、原告の本訴提起のときに、既に最終弁済期日から５年を経過しているので、被告は本答弁書をもって商事債権の消滅時効を援用する。

　　２　仮に上記が認められない場合、上記１と同じく原告の本訴提起のときに、既に最終弁済期日から１０年を経過しているので、被告は本答弁書をもって民事による消滅時効を援用する。

以上の次第であるから、本件請求は、速やかに棄却されたい。

以上